

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金子 晃

阿部 憲明

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 監査の対象

部局等	課等（※）
経営企画部	企画政策課（ゼロカーボン推進室含む）、広報課、財政課（施設マネジメント推進室含む）、デジタル戦略課、市長公室
総務部	総務課、人事課、防災安全課、協働推進課
福祉部	福祉課、長寿介護課、保険健康課
こども未来部	こども政策課、保育課、こども相談課
市民経済部	産業振興課、産業振興課分室、生活環境課、市民課（市民情報サービスセンター含む）、税務課、納税課
都市建設部	道路河川課、下水道課、都市計画課、公園緑地課
会計管理者	会計課
市民病院事務局	管理課
議会事務局	議事課
教育委員会教育部	学校教育課、学校給食センター、スポーツ課、生涯学習推進課、歴史民俗資料館
監査委員事務局	

※ 監査の実施単位毎に記載

2 対象期間

令和7（2025）年度

3 監査の着眼点

(1) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に

努めているかを着眼点としました。

(2) 重点監査項目

契約事務を重点監査項目として、重点的に確認しました。

4 監査の主な実施内容

次の項目を主として、試査により、確認、聴取等の方法で監査を行いました。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 人事管理事務
- (4) 契約事務（委託業務及び工事）
- (5) 補助金交付事務
- (6) 財産管理事務
- (7) 公共施設指定管理事務

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 日程

令和7（2025）年10月27日から令和8（2026）年1月26日まで

第4 監査の結果

前項までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 契約事務について

地方自治法施行令の改正に伴うみよし市契約規則（以下「契約規則」という。）の改正により、令和7（2025）年6月から随意契約のできる限度額が引き上げられました。当市では、限度額を超える案件は総務課（契約検査担当）が、限度額以下の案件は事業担当課が契約事務を行うこととなっており、事業担当課で取扱う契約事務の範囲が広がった形となります。基本的な事務手続が大きく変わるものではありませんが、事業担当課においては、引き続き契約規則等を十分に確認し、法令及び例規に基づく適切な事務処理に努められたい。

2 適切な事務処理及び文書管理システムの活用について

人事管理事務を始めとした各事務において、記入誤りや記入漏れの不備が散見されました。

また、今年度から文書管理システムが導入され、多くの書類が電子での管理へ移行しましたが、システム処理手順の誤りや、電子媒体で提出された書類の記入漏れ等が散見されました。

重大な不備はなかったものの、紙・電子を問わず、書類の收受、起案及び回議においては、根拠法令、事務処理手順、提出書類の記載内容等の確認を徹底し、適切な事務処理に努められたい。

併せて、各事務において、デジタルツールを活用し、誤りや漏れを防止できる様式や仕組みを構築し確認作業を減らすなど、事務の効率化に努められたい。

今後も、文書処理を効率的に行う手段として文書管理システムを活用し、全庁的な事務負担の軽減に努められるよう期待します。

定期監査（保育園・小中学校）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金子 晃
阿部 憲明

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 監査の対象

所管課	対象（※）
こども未来部 保育課	みどり保育園、わかば保育園
教育委員会 教育部 学校教育課	中部小学校、三吉小学校、北中学校

※保育園2園、小中学校3校を順に選定し実施

2 対象期間

令和7（2025）年度

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、次の項目を着眼点としました。

(1) 保育園

- ア 情報機器等の管理は、適切に行われているか。
- イ 施設及び設備の維持管理及び安全管理は、適切に行われているか。（AED含む。）
- ウ 物品（備品、消耗品）の管理は、適切に行われているか。
- エ 賄い材料、おやつ等の検収が、適切に行われているか。
- オ 医薬品の管理は、適切に行われているか。
- カ 保育士等の人事管理は、例規に基づき処理されているか。

(2) 小中学校

- ア 学校給食費会計事務は、適切に行われているか。
- イ 学校給食費未収金は、適切に管理されているか。
- ウ 切手、はがき等の現金に準ずるものは、適切に管理されているか。
- エ 情報機器等の管理は、適切に行われているか。

オ 施設及び設備の維持管理及び安全管理は、適切に行われているか。(AED含む。)

カ 物品(備品、消耗品)の管理は、適切に行われているか。

キ 理科教材薬品及び保健室医薬品の管理は、適切に行われているか。

ク 業務員等の人事管理は、例規に基づき処理されているか。

(3) 重点監査項目

前年度監査結果を踏まえ、下表について改善の状況を確認しました。

前年度監査結果	区分	重点監査項目
指導事項	小中学校	学校情報の持出しについて、確認者である校長自身の持出確認は、教頭など別の者が確認しているか。
指導事項	小中学校	備品台帳について、廃棄年月日が明記されているか。

4 監査の主な実施内容

試査により、確認、聴取等の方法で監査を行いました。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

対象の保育園及び小中学校

(2) 日程

保育園 令和7(2025)年10月27日

小中学校 令和7(2025)年11月13日

第4 監査の結果

前項までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

しかしながら、小中学校において、次のとおり注意改善を要する事項が認められました。速やかに所要の措置を検討、実施し、改善に取り組むよう求めます。

1 指摘事項

項目	結果	対象
理科教材薬品	「みよし市小中学校理科薬品取扱い管理規定」で、「薬品は、転倒による漏れや混合による発火、爆発を防ぐために、正しい方法で分類して保管する。」と規定されているが、「石灰水」、「塩酸」と表示された液体が、フラスコに入った状態で理科準備室の机上に放置されていた。	中部小

なお、「第3 監査の概要」「3 監査の着眼点」「(3) 重点監査項目」の各項目については、改善の状況が認められました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき次のとおり意見を付します。

1 現金（公費）の取扱いについて（小中学校）

管理方法が学校により異なる点が見受けられました。現金は、取扱いを極力少なくすることを原則とし、やむを得ず収受がある場合は、収納金出納簿を備え管理するよう規定等の整備を検討されたい。また、現金、通帳及び銀行印を特定の職員のみが管理することのないよう、管理職によるチェック体制をもって管理されたい。

2 施設及び設備の自主点検記録並びに備品の現物照合記録について（小中学校）

自主点検又は現物照合を行った年月日が確認できませんでした。実施日の記録は、定期的な自主点検又は現物照合の実施を明らかにするものであり、様式に年月日記載欄を追加する、備考欄に年月日を記載するなど様式の見直しや運用を検討されたい。

3 備品について（保育園、小中学校）

備品台帳と現物の不一致、備品台帳で居所不明となっているものが見受けられました。現存しない備品は、廃棄手続を行い、適切に管理されたい。

また、小中学校における学校間での備品の貸借について、事務処理の方法が学校により異なる点が見受けられました。事務処理を統一し、返却を受けた際は、その年月日及び確認者を記録するよう検討されたい。

4 理科教材薬品について（小中学校）

毒物・劇物を含むにもかかわらず、近年の監査において、度々不備が見受けられる状況です。児童生徒の安全のため、管理を徹底されたい。

定期監査（工事監査）結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金子 晃
阿部 憲明

第2 監査の種類

定期監査（工事監査）

第3 監査の概要

1 監査の対象

教育部 学校教育課
南中学校大規模改修（3期）建築工事

2 監査の範囲

令和7（2025）年度における工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

3 監査の着眼点

対象の工事に関する事務の執行が法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として、主に合规性・有効性の観点から監査を実施しました。

4 監査の主な実施内容

工事の技術的事項の調査を専門機関（公益社団法人大阪技術振興協会）に委託して実施しました。委託先の技術士により、工事監査調書及び関係書類の確認並びに工事現場の現地確認を行いました。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

みよし市役所5階監査委員室及び当該工事現場

(2) 日程

令和7（2025）年12月1日

第4 監査の結果

事務の執行は概ね適正であり、施工状況についても設計図書等に基づいて実施されていると認められました。

別添「令和7年度工事監査技術調査結果報告書」の内容を確認、検討し、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図り、経済性及び安全性にも配慮し適正な施工管理に努められるよう求めます。

みよし市

令和7年度

工事監査技術調査結果報告書

令和8年2月12日

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士(建設部門) 一級建築士 高山 英夫

調査実施日 : 令和7年12月1日(月)

調査場所 : みよし市役所5階監査委員室及び当該工事現場

監査執行者 : 代表監査委員 金子 晃
議選監査委員 阿部 憲明

調査立会者 : 監査委員事務局
事務局長 加藤 英樹
主 幹 中島 真美
主任主査 鈴木 優子

調査対象工事 : 南中学校大規模改修(3期)建築工事

南中学校大規模改修（3期）建築工事

I. 工事内容説明者

当該工事技術調査出席者及び内容説明者は次のとおり

教育部	部長	富田 泰隆
	副参事	鈴木 克弥
学校教育課	主任主査	鈴木 啓太
総務部		
総務課	主査	坂口 智彦
	主査	柴田 浩

工事関係者

株式会社野村設計 名古屋事務所		
	取締役所長	近藤 晴俊
株式会社宇佐美組		
	現場所長	福谷 匠真
	担当者	中井 雪
	担当者	堀井 菜佑
	担当者	安藤 征二

II. 工事概要

1. 工事場所：みよし市打越町地内

2. 工事内容

南中学校大規模改修工事（3期）建築工事

屋内運動場

屋根改修（カバー工法、塗膜防水）

外壁塗装改修

屋内運動場

アルミサッシ改修（カバー工法）

内装改修（天井は除外）

舞台機構改修

競技用器具改修

更衣室、便所、ミーティングルーム内部改修

弓道場

射場外壁（取替）、屋根（カバー工法）改修

射場アルミ出入口サッシ、シャッター取替

射場内装改修

的場外壁、屋根改修
矢除板、矢除フェンス、ネットフェンス改修
クラブハウス、体育器具庫
外壁塗装、屋根改修
内部棚改修
クラブハウス外流し塗装改修

渡り廊下（新設）

屋内運動場－武道場間：コンクリート床及びスロープ（手摺取付）、屋根取付
校舎間：コンクリート床及びスロープ（手摺取付）、屋根取付

外構改修

アスファルト舗装改修及び新設
排水溝クリーニング及び新設（排水桝共）
門扉（正門・北門・西門・南門）の改修及び各門の壁塗装改修
グラウンド、テニスコート整備（トラック・野球・テニス競技）
ネットフェンス・防球ネットフェンスの整備
校舎南側階段、スロープ等の整備
間知ブロック擁壁、コンクリート擁壁の補修及びクリーニング
樹木の伐採伐根・伐採・剪定・刈込
職員駐車場の整備

3. 設計・工事監理業務受託者、業務期間

- | | |
|-----------|---------------------|
| （1）設計業務 | 株式会社野村設計 名古屋事務所 |
| 業務期間 | 令和6年5月1日～令和7年2月28日 |
| （2）工事監理業務 | 株式会社野村設計 名古屋事務所 |
| 業務期間 | 令和7年5月27日～令和8年3月31日 |

4. 工事請負業者・工事費・工事期間・工事進捗率

- | | |
|-----------|------------------|
| （1）請負業者 | 株式会社宇佐美組 名古屋支店 |
| （2）入札方式 | 一般競争入札（参加2者） |
| 入札年月日 | 令和7年4月24日 |
| 落札金額 | 517,990,000円（税込） |
| （3）予定価格 | 556,930,000円（税込） |
| （4）契約金額 | 517,990,000円（税込） |
| （変更契約後） | — |
| （5）調査基準価格 | — |
| （6）失格基準価格 | 512,375,600円（税込） |
| （7）落札率 | 93.0% |
| （8）契約日 | 令和7年5月26日 |
| （9）契約保証 | 契約保証金にかわる保証 |

(履行保証者：東日本建設業保証株式会社)

- (10) 前 払 金 207,190,000 円 (税込)
(11) 財 源 区 分 一般財源 59.1%、国補助 7.1%、市債 33.8 %
(12) 工 事 期 間 令和 7 年 5 月 20 日 ～ 完成 令和 8 年 3 月 31 日
(13) 工事進捗状況 実施 56% (計画 56%) 10 月末現在

5. 工事監督員 株式会社野村設計 名古屋事務所 近藤 晴俊

Ⅲ. 【総 評】

工事技術調査の対象工事は、南中学校大規模改修（3期）建築工事である。昭和 58 年に建設され、みよし市学校個別施設計画に基づき、老朽化し大規模な改修が必要な校舎であることから長寿命化工事が実施されている。南中学校においては令和 4 年度において第 1 期工事が始まり、管理棟の改修及び EV 棟の建設がなされ、令和 5 年～6 年度の第 2 期工事では、特別教室棟、技術科棟、武道場の改修及び特別教室棟の増築が行われている。今回の第 3 期工事が最終年度となり、屋内運動場・弓道場・グラウンド・クラブハウス・外構の改修となっている。

調査時点では、屋内運動場については床工事の施工中である。

弓道場については、外壁改修の施工中である。

職員駐車場、クラブハウス、体育器具庫、消火水槽機械室は完了している。

外構・植栽、グラウンド工事については、施工中である。

全体工事としては調査時点で概ね計画どおり進捗している。

本調査は、書類調査と現場調査に分けて、順次実施した。

書類調査においては、まず事前調査として、予め提示を求めた入札書類、設計図書及び工事管理書類等の関係書類を調査した上で「質問書」を送付し、市の回答を求め、各種事項や課題に基づいて、事業計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、検査の順で段階別に確認した。

調査当日は、原本確認調査を実施した。その後、担当課から直接説明を受け、疑問点に関する質疑応答を通し、重要かつ課題と思われるものを抽出した。

その後、現場調査として、現地へ赴き、施工監理状況や出来形等について確認を行った。

以上の手順に従って、慎重に調査、聞き取りを行った結果、本工事は、書類及び現地のいずれも概ね良好であると判断した。

個々の調査段階毎で気付いた点、或いは留意事項等については、本書の各項目の所見のところで記述しているので、確認し必要に応じて適切な対応をお願いしたい。

なお、その際の評価に使用した用語の定義は、以下のとおりである。

改善：早急に改善措置を求めるもの。

留意：今後に向けて、留意・検討すべきもの。

意見：参考として述べるもの。

適正：適切であり、概ね問題がないこと。

IV. 書類調査の結果

1. 事業計画について

当事業は、「みよし市学校個別施設計画」に基づき計画されたものであり、学校施設環境改善交付金も活用しながら実施されている。

また、当工事は、令和4年度から第1期工事が行われ、3期間に分けて順次進められている。

【所見】

建物の維持管理においては、計画的に大規模改修を行うことで事後保全的管理から予防保全的管理に移行し、建築物の長寿命化を図るとともに施設の老朽化に伴う維持修繕費等の財源負担が平準化されていることを確認した。

適正

2. 設計について

本工事の設計は、みよし市内の改修が必要な学校校舎等について、長寿命化のために行う大規模改修の一環であり、老朽化した建物や設備を単に建築時の状態に戻すだけでなく、高耐久塗装工事や給排水管の更新等により建物の耐久性を高めるとともに、トイレのドライ化及び洋式化や照明設備のLED化など、その機能や性能を現在の学校が求める水準にまで引き上げるという基本的な施設整備の考え方のもと、改修の設計は株式会社野村設計名古屋事務所に業務委託している。

設計内容としては、大規模改修の第3期工事として、屋内運動場、弓道場、グラウンド、グラウンド構造物、外構の改修を行うものである。

校舎を使いながらの工事となることから、生徒の安全対策については、1) 工事車両と生徒登校時動線の重なる箇所には随時誘導員を配置する、2) 大型工事車両及び資材の搬入時には、学校及び市監督員、工事監理者と協議の上、誘導員を配置する、3) 内部改修工事は工事範囲期間等必要に応じて仮間仕切りを設置するなど、学校関係者との協議調整も十分に考慮されている。

【所見】

以上のとおり、概ね適切であることを確認した。

一方、設計業務委託の特記仕様書においては、成果図書の図面目録に「外壁調査図」が対象となっており、第11条「外壁調査業務」においては、「原則として建築物の外壁前面を調査するものとする」と記載されている。

この部分を読めば、外壁調査も設計委託業務の対象と考えられるが、市の説明によれば外壁調査は設計業務委託の対象外ということである。

しかし、記載のこの表現では、設計業務受託者と市との間で業務内容の考え方に齟齬が生じる可能性も考えられることから、表現の見直しを検討されたい。

留意

3. 積算について

積算には国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修又は制定している、公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準などを採用している。

工事費の数量積算及び単価設定は、学校教育課職員及び設計業務受託者で行っている。採用した単価歩掛は、愛知県建設局制定の公共建築工事積算基準、一般財団法人建設物価調査会の建設物価、一般財団法人経済調査会の積算資料および見積り単価を採用している。

【所見】

積算については、愛知県や刊行物の基準に準拠して、概ね適切に対応されていることを確認した。

一方で見積りを徴取した工種は、外壁改修工事や内部改修工事など数多くあり、概ね3者見積りを徴取されていたが、その一覧表が作成されていない。

3者見積書の一覧表が無ければ、見積書の確認やチェックの見落としにも繋がることから、今後は一覧表を作成するよう努めていただきたい。

留意

4. 入札・契約について

本工事の入札については、一般競争入札で行われた結果、2者が応札し、株式会社宇佐美組名古屋支店が予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低の価格をもって落札されており、入札及び契約の内容及び一連の手続き等について、概ね適切に行われていることを確認した。

また、本工事設計業務委託の入札においては、指名競争入札が行われた結果、8者の内7社が応札し、最低の価格の株式会社野村設計名古屋事務所が落札された。

同様に本工事監理業務委託の入札においては、指名競争入札が行われた結果、8者が応札し、最低の価格の株式会社野村設計名古屋事務所が落札された。

【所見】

設計業務委託及び監理業務委託の入札においては、一般競争入札ではなく指名競争入札が採用されている。このことについては、地方自治法に基づく適正な手続きではあるものの、指名競争入札においては、業者の指名理由が分かりにくい上に、予定価格や最低制限価格においても非公開になるなど公開性が制限されている。

公共事業においては、国民や市民の税金が原資となっていることから、入札には公平性や透明性の確保、説明責任などが求められている。

以上のことから、指名競争入札を行う必要がある場合においては、市として入札方式選定の根拠となる基準等を作成されるよう努められたい。

意見

5. 施工管理について

本工事の施工に際しては、監督職員や学校関係者と十分協議しながら取り組みを進めている。

- (1) 施工計画書においては、総合施工計画書の他に、仮設工事、ガラス工事、ユニット工事、屋根工事、家具工事、鋼製建具工事、左官工事、再生資源利用、接着系アンカー工事、体育器具工事、塗装工事、内装工事、防水工事、木工事、鉄筋工事、植栽工事、残土処分、型枠・コンクリート工事、解体工事、基礎打設工事、グラウンド工事等が提出され、適切に処置されている。

工程管理においては総合工程表及び月間工程表が作成されており、調査時点における工事も予定どおり進捗している。

工事実施書については、基礎打設工事他が提出されていることを確認した。

【所見】

必要な工事管理書類が提出されており、概ね適切に対応されていることを確認した。

一方で、アスベストの施工計画書は一般的な内容であったことから、本現場に即した施工計画を作成していただきたい。

また、材料承認願いの提出が遅れているものも見られたことから、監督員が余裕をもって確認できるように、現場代理人に対し速やかな提出を指示していただきたい。

留意

- (2) 今年度より、みよし市では「みよし市デジタル化推進計画」の一環としてペーパーレス化の取組みを推進されており、工事管理書類においても電子データでの提出が基本とされていることを確認した。

【所見】

当工事は文部科学省の「学校施設環境改善交付金」を受けていることから、会計検査院の検査に該当するため、紙の工事管理書類が無くても支障がないのかを会計検査院に確認して置く必要がある。また、工事管理書類等がペーパーレスによる電子データ等で支障がないのであれば、建設工事請負契約書等にその旨を記載するなど、工事請負業者とも共有すべき内容であるとする。

意見

6. 検査について

職員駐車場やクラブハウス等の一部竣工検査が行われている。

【所見】

いずれも適正に行われていることを確認した。

適正

V. 現場調査

学校教育課職員および現場代理人等の案内で、監査委員と共に現場敷地周辺の巡回及び屋内運動場・弓道場・グラウンド・クラブハウス・外構の改修工事について目視による調査を行った。

調査時点での状況は、仮囲い、仮設事務所などの仮設工事は完了しており、屋内運動場においては、屋根のカバー工法による改修や庇の防水改修、外壁の仕上工事はほぼ完了している。内部工事については、内壁の施工・塗装は完了しており、床工事の施工中である。

弓道場については、屋根の改修が完了し、外壁改修の施工中である。

渡り廊下については、基礎工事が完了し、屋根工事や土間工事がほぼ完了している。

職員駐車場、クラブハウス、体育器具庫、消火水槽機械室は完了しており、みよし市への引き渡しが完了している。

外構・植栽、グラウンド工事については、施工中となっている。

同じ敷地内での校舎を使用しながらの工事であり、他の建物を生徒等が授業で使用していることから、生徒や学校関係者の安全を最優先にするために、工事車両の搬入時間の配慮、ガードフェンスや交通誘導員の配置、キャスターゲートの設置など安全面で配慮した仮設計画となっている。

また、建設業許可票、緊急時連絡表、建退共の適用標識、施工体系図等は、敷地仮囲いフェンス外面で公衆の見やすい位置に掲示されている。

全体工事としては調査時点で概ね計画どおり進捗していることを確認した。

【所見】

工程は計画どおり適切に進められており、生徒や学校関係者等の安全対策を考慮した工事施工となっている。

次に現場調査において気づいた点を記載するので、必要に応じ改善を図っていただきたい。

1. 屋内運動場は床工事中であったにもかかわらず、床を養生せずに外靴のまま工事をされている。改めて床仕上を行うので養生は不要との現場説明であったが、大きな傷の場合は修復が困難になる可能性もあることから、養生を行われない。
2. 内装建材が壁に立てかけて保管されていた。梱包材には壁への立てかけ厳禁との記載があったので、適切な保管をされたい。
3. 職員駐車場に設置されている鋼製メッシュフェンスの基礎の根入れ不足か、若しくは周辺地盤の締固め不良により、フェンスにグラつきが発生している。既に引渡しが終わり使用されていることから、危険防止のため速やかに補修されたい。
4. 校舎からグラウンドに降りる階段の最下部が周囲より一段低く、排水設備もないことから、水たまりが生じる可能性がある。調査されて適切な対応を図られたい。

留意

以上

以下、書類および現場写真を示す。



写真-1 工事監理関係書類（確認用モニター）



写真-2 工事監理関係書類（確認用モニター）



写真-3 工事監理関係書類（原本確認）

工事写真一覧表	
番号	内容
屋内運動場工事	
①	着工前・完成
②	仮設工事
③	解体工事
④	鉄筋工事
⑤	コンクリート工事
⑥	防水工事
⑦	木工事
⑧	屋根及びとい工事
⑨	金属工事
⑩	左官工事
⑪	建具・建具改修工事
⑫	塗装・塗装改修工事
⑬	内装・内装改修工事
⑭	外壁改修工事
⑮	ユニット及びその他工事
⑯	クリーニング工事

写真-4 工事監理関係書類（原本確認）



写真-5 工事現場施工状況
(屋内運動場外壁改修工事)

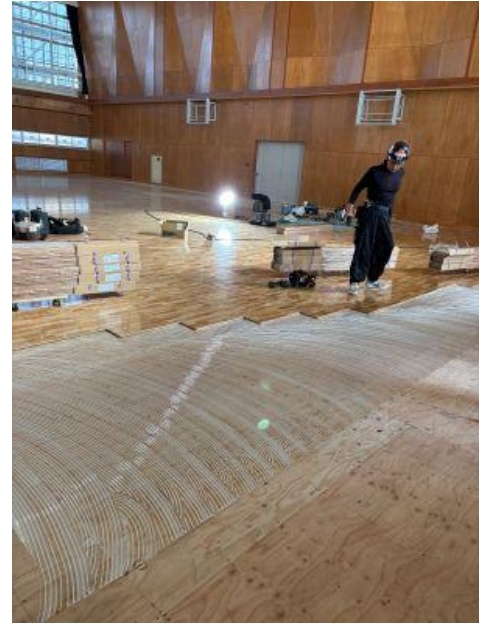


写真-6 工事現場施工状況
(屋内運動場アリーナ床改修工事)



写真-7 工事現場施工状況
(屋内運動場更衣室改修工事)



写真-8 工事現場施工状況
(職員駐車場改修工事)



写真-9 工事現場施工状況
(クラブハウス化改修工事)



写真-10 工事現場施工状況
(自転車置場新設工事)



写真-11 工事現場施工状況
(工事看板)